

確認検査手数料規程(大阪・兵庫)

平成29年5月1日 改定

建築物

1. 建築基準法第6条の3第1項の規定に基づく特定構造計算基準及び特定増改築構造基準の審査を要するものは、(表-1③)の手数料になります。
2. 避難安全検証法、耐火性能検証法の審査を要するものは、別途審査料¥80,000(1,000㎡以上は別途協議とします)を申し受けます。
3. 同一棟増築の手数料は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算した面積を手数料算定床面積と致します。
4. 計画変更確認申請の手数料は、原則として当該計画の変更に係る部分の床面積の申請手数料の1/2として算定します。また、床面積の増加については、増加する床面積にて算定を行います。
5. 特定行政庁及び他の指定確認検査機関で確認を受けたものの計画変更確認申請は、新しい確認申請とみなし手数料の算定を行います。
6. 用途変更、移転、大規模修繕及び大規模な模様替の申請手数料は、申請部分の床面積に申請以外の部分(同一棟)の床面積の1/2を加算した面積を手数料算定面積と致します。
7. 構造上別棟の場合は棟ごとに加算します。(エキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物はそれぞれ別の建物として適用する。)
8. 建築基準法第6条の3ただし書きに規定される構造計算の審査を要するものは、(表-1)の手数料に(表-4)の基準に応じた手数料を加算した額とします。

工作物

1. 工事区域内に数ヶ所または数種類の工作物がある場合は、各基毎の申請となります。
2. 令第138条第1項の工作物で高さが15mを超えるものの申請手数料は、¥100,000と致します。
3. 令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる工作物で、投影面積が10㎡を超えるものまたは高さが4mを超えるものは、(表-1)の床面積を水平又は垂直投影面積で最大の面積の手数料を適用致します。
4. 特殊な工作物(風力発電、遊戯施設等で回転又は運転等を伴うもの)は、構造安全審査の評定書(任意書式)を添付していただきます。

中間検査

1. 中間検査申請手数料は、平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達の第4の2に示す方法で算定します。中間検査対象面積は、特定工程までのすべての面積の合計と致します。
2. 中間検査手数料は、(表-1)の中間検査手数料と検査業務等出張費規程第3条に基づく手数料を加算した額とします。
3. 平成27年7月31日以前に当社で確認申請を受けたものの中間検査手数料は、平成27年7月31日以前の手数料を適用いたします。
4. 工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要となります。ただし特定行政庁が定める場合はそれによります。
5. 当社で確認済証を交付していない建築物等の中間検査手数料は、(表-1)の確認審査手数料を加算致します。(ただし表1-①を除く)

完了検査

1. 完了検査申請手数料は、(表-1)の完了検査手数料と検査業務等出張費規程第3条に基づく手数料を加算した額とします。
2. 平成27年7月31日以前に当社で確認申請を受けたものの完了検査手数料は、平成27年7月31日以前の手数料を適用致します。
3. 避難安全検証法、耐火性能検証法による確認申請を行ったものの完了検査申請手数料は、別途検査手数料¥100,000を申し受けます。
4. 令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる工作物で、投影面積が10㎡を超えるものまたは高さが4mを超えるものは、(表-1)の床面積を水平又は垂直投影面積で最大の面積の完了検査手数料を適用致します。
5. 当社で確認済証を交付していない建築物等の完了検査手数料は、(表-1)の確認審査手数料を加算致します。(ただし表1-①を除く)
6. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の適用を受ける建築物については、同法の適合判定通知書を受けた面積にかかる(表-1)の完了検査手数料に0.4を乗じて得た手数料と上記1を合算した手数料とします。

平成29年5月1日 改定
確認審査及び検査手数料

表-1

建築物	確認申請手数料(単位:円)			中間検査 手数料	完了検査 手数料	ポイント	
	① 右記以外のもの	② 構造計算書付	③ 特定構造計算基準 特定増改築構造基準				
100 m ² 以内	¥26,000 .-	¥36,000 .-		¥20,000 .-	¥20,000 .-	1	
	¥24,000 .-	¥32,000 .-		¥18,000 .-	¥18,000 .-		
100 m ² 超 200 m ² 以下	¥30,000 .-	¥40,000 .-	② + ¥60,000	¥30,000 .-	¥30,000 .-	1	
	¥28,000 .-	¥38,000 .-		¥28,000 .-	¥28,000 .-		
200 m ² 超 500 m ² 以下	¥40,000 .-	¥60,000 .-		¥40,000 .-	¥40,000 .-	1	
	¥38,000 .-	¥58,000 .-		¥38,000 .-	¥38,000 .-		
500 m ² 超 1,000 m ² 以下	/	¥100,000 .-		¥60,000 .-	¥60,000 .-	2	
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下		¥130,000 .-		② + ¥80,000	¥75,000 .-	¥75,000 .-	2
2,000 m ² 超 4,000 m ² 以下		¥200,000 .-			¥120,000 .-	¥120,000 .-	3
4,000 m ² 超 7,000 m ² 以下		¥250,000 .-		¥150,000 .-	¥150,000 .-	3	
7,000 m ² 超 10,000 m ² 以下		¥300,000 .-		② + ¥100,000	¥200,000 .-	¥200,000 .-	4
10,000 m ² 超 15,000 m ² 以下	¥450,000 .-	¥250,000 .-	¥250,000 .-		4		
15,000 m ² 超 20,000 m ² 以下	/	¥600,000 .-	② + ¥200,000	¥300,000 .-	¥300,000 .-	5	
20,000 m ² 超 50,000 m ² 以下		¥800,000 .-		¥400,000 .-	¥400,000 .-	5	
50,000 m ² 超	/	¥1,200,000 .-	②+¥350,000	¥500,000 .-	¥500,000 .-	6	

昇降機・ 小荷物 専用昇 降機	型式部材等製造者認証を受け たもの 又は 上記以外のもの	¥25,000	¥30,000 .-	¥30,000 .-	1
工作物		¥25,000	¥30,000 .-	¥30,000 .-	1

※同一団地内で5件以上の確認申請を提出された場合は下段料金となります。

※申請手数料につきましては、お取引状況により別途ご相談に応じさせていただきます。

平成29年5月1日 改定
型式部材等製造者認証 物件
確認審査及び検査手数料（各府県共通）

表-3

床面積の合計	確認申請 手数料	中間検査 手数料	完了検査 手数料	ポイント
100 m ² 以内	¥19,000 .-	¥19,000 .-	¥27,000 .-	1
100 m ² 超 200 m ² 以下	¥25,000 .-	¥22,000 .-	¥30,000 .-	1
200 m ² 超 500 m ² 以下	¥34,000 .-	¥28,000 .-	¥36,000 .-	1
500 m ² 超 1,000 m ² 以下	¥50,000 .-	¥48,000 .-	¥61,000 .-	2
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下	¥78,000 .-	¥80,000 .-	¥100,000 .-	2

※計画変更の手数料算定は、弊社確認申請手数料注意事項(大阪府、兵庫県)に準じます。

※平成27年8月3日からの確認申請受付物件より各申請手数料を適用と致します。

その他詳細につきましては、随時お問い合わせ頂き、協議の上決定します。

建築基準法第6条の3第1項ただし書(許容応力度等計算)の建築物にかかる構造審査手数料

(表-4) 単位(円)

床面積	手数料
200㎡以下	55,000
200㎡超500㎡	60,000
500㎡超1,000㎡	80,000
1,000㎡超2,000㎡	95,000
2,000㎡超10,000㎡	135,000
10,000㎡超50,000㎡	180,000
50,000㎡超	350,000

1. この表は、オーネックス業務エリア全てに適用します。
2. エキスパンションジョイント等建築物が構造応力を伝えない工法にて分断した場合は、各々の建築物を1として表を適用した手数料の合計とします。
3. 増築申請における表の適用は下記のとおりとします。
 - ①増築する建築物がエキスパンションジョイント等にて構造応力を伝えない場合 増築する建築物のみで適用
 - ②増築する建築物と既存建築物が構造応力等を伝える場合 既存部分の床面積を加算して適用する。ただし、当該既存建築物が当社において確認及び検査を実施していた場合は、当該既存建築物の床面積を1/2として算定
4. 計画変更の場合は、変更となった部分を上記の床面積計算方法で算出したものを1/2にして得られた額の合計とします。ただし、変更した内容が前の確認申請と異なったものとなっている場合は、新規申請として算定します。
5. 同一、又は反復して同様の設計仮定にて計算された計算書等については、別途手数料を設定します。

株式会社オーネックス 検査業務等出張費規程

(趣旨)

第1条

この規定は株式会社オーネックス(以下「機関」という。)が実施する確認検査業務、建設住宅性能評価の業務、その他確認検査業務規定第14条第2項に規定する事務所から出向き業務を行う費用(以下「出張費」という。)について必要な事項を定める。

(出張費の計算方法)

第2条

出張費は、機関から最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合のものとして定める。

- 2 業務上又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、前項の規定にかかわらず、その現にとる経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案して別に定めることができる。

(出張費)

第3条

出張費は、機関が経路等を勘案した区分に該当する別表欄の額とする。

- 2 一の検査業務について複数の検査業務に係る場合の前項の算定方法については、当該検査対象物件を一の検査業務とみなして適用する。
- 3 受検対象建築物等の建設地が2以上にわたる場合の第1項の適用は最も遠方の区分による出張費とする。
- 4 確認検査業務以外の出張費については、前項の出張費に消費税を加算したものとする。

(出張費の見直しと改定)

第4条

前条の出張費は、適宜見直しを行い改定することができる。

附則 この規程は平成27年8月3日より施行する。

検査業務等出張費

(別表)

	大阪府	京都府	滋賀県	奈良県	兵庫県	和歌山県
出張費加算無	全域	京都市 井手町 宇治市 宇治田原町 大山崎町 笠置町 亀岡市 木津川市 京田辺市 京丹波町 久御山町 城陽市 精華町 長岡京市 南丹市 南山城村 向日市 八幡市 和束町	大津市 草津市 湖南市 守山市 野洲市 栗東市	奈良市 生駒市 橿原市 大和郡山市 大和高田市	神戸市 芦屋市 尼崎市 伊丹市 猪名川町 川西市 三田市 宝塚市 西宮市 三木市	
	大阪府	京都府	滋賀県	奈良県	兵庫県	和歌山県
10,000円			愛荘町 近江八幡市 甲賀市 高島市 東近江市 日野町 竜王町	明日香村、安堵町 斑鳩町、王寺町 香芝市、葛城市 河合町、川西町 上牧町、広陵町 御所市、桜井市 三郷町、高取町 田原本町、天理市 平群町、三宅町	明石市 稲美町 小野市 加古川市 加西市 加東市 篠山市 丹波市 西脇市 播磨町	
	大阪府	京都府	滋賀県	奈良県	兵庫県	和歌山県
12,000円			甲良町 多賀町 豊郷町 長浜市 彦根市 米原市		相生市 赤穂市 太子町 高砂市 たつの市 姫路市	和歌山市

*但し、フラット等単独検査については、課税いたします。